

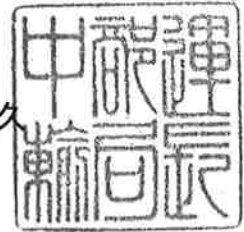


資料3

中運自旅二第422号
平成28年10月28日

名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会
会長 加藤 博和 殿

中部運輸局長 鈴木 昭久



運賃の範囲の変更に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり名古屋交通圏の運賃の範囲の変更を求める要請があったことから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知しますので、ご検討下さい。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲の変更に関する意見書を平成28年12月15日（木）までに愛知運輸支局長を経由して当局あてに提出して下さい。

なお、期日までに意見書の提出がない場合には、施行規則第10条の6第2項により、当該運賃の範囲の変更に関する意見がない旨貴協議会から意見を受けたものとさせていただきます。

担 当

中部運輸局 自動車交通部

旅客第二課 江口、富田

TEL 052-952-8036

FAX 052-952-0816



名古屋地区タクシーの運賃改定（概要）

1. 要請理由

平成19年10月運賃改定以降、改定運賃を現在まで維持し、この間、経費削減をはじめとする経営の合理化・効率化に努め、モータリゼーションの進展等による継続的な利用者減少に伴う経営環境の悪化に対処してきたところであります。

しかしながら、タクシー事業の根幹である「安全・安心」の環境整備に関するコスト増加や多様な利用者ニーズへ対応するためのコスト、良質な労働力の確保等は、タクシーが地域公共交通として十分な役割を果たしていく上で必要不可欠なものであります。また、タクシー事業者の経営努力では対処し難い自動車損害賠償責任保険料、社会保険料等の各種保険料負担の増加、依然として不安定な燃料価格などにより、経営環境の悪化が続いております。

引き続き、経営の合理化・効率化に努めることは勿論のこと、タクシー乗務員の労働条件の改善、経営環境の改善を図り、より一層の利便性向上に努めるべく運賃改定申請に及んだ次第であります。

本運賃改定におきましては、現状のタクシー運賃車種区分における小型車及び中型車につきまして、車両価格差が僅少であることや車両の多種化・多様化等から、タクシー乗り場での利用者の混乱等に配慮すべく普通車として統合することとしております。更に、現行の初乗距離1.264キロメートルを1.0キロメートル等へと短縮することにより、近距離利用者や高齢者などの交通弱者にとって利用しやすいものとしております。

2. 要請状況

要請率	名古屋交通圏（名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、愛知郡、西春日井郡、海部郡の区域） [法人] 要請事業者数 82社（全 91社）要請率：90.1% [車両数] 要請事業者車両数 5,257両（全 5,959両）要請率：88.2%
改定率	要請（申請） 7.12%～18.50%
（参考） 前々回改定	平成19年10月19日実施 改定率 8.97% 中型車 初乗運賃 1.8 km 610円 → 1.3 km 500円 小型車 初乗運賃 1.8 km 590円 → 1.3 km 480円
（参考） 前回改定	平成26年4月1日実施 改定率 2.85% ※消費税増税分改定 中型車 初乗運賃 1.3 km 500円 → 1.264 km 500円 小型車 初乗運賃 1.3 km 480円 → 1.264 km 480円

3. 運賃改定の概要（名古屋地区全体）

【初乗運賃】

要請（申請）運賃		現行運賃（上限）	
特定大型車	1.044～1.090km まで 540円～570円	特定大型車	1.264km まで 600円
大型車	1.090km まで 520円	大型車	1.264km まで 550円
普通車	1.000～1.090km まで 430円～470円	中型車	1.264km まで 500円
		小型車	1.264km まで 480円

【加算運賃】

要請（申請）運賃		現行運賃（上限）	
特定大型車	226m～236m までごとに 100円	特定大型車	257m までごとに 100円
大型車	245m までごとに 100円	大型車	266m までごとに 100円
普通車	208m～253m までごとに 80円～90円	中型車	246m までごとに 80円
		小型車	276m までごとに 80円

【時間制運賃】

要請（申請）運賃		現行運賃（上限）	
特定大型車	初乗 30分 4,220円～4,340円 加算 15分単位に細分化 (30分到達時点では初乗運賃と同額)	特定大型車	初乗 30分 3,860円 加算 30分 3,860円
大型車	初乗 30分 3,760円 加算 15分単位に細分化 (30分到達時点では初乗運賃と同額)	大型車	初乗 30分 3,450円 加算 30分 3,450円
普通車	初乗 30分 2,880円～3,560円 加算 15分単位に細分化 (30分到達時点では初乗運賃と同額)	中型車	初乗 30分 2,980円 加算 30分 2,980円
		小型車	初乗 30分 2,570円 加算 30分 2,570円

協議して頂きたいこと

○初乗距離を短縮することについて（1.264km→1.0km他）

○車種区分統合について（小型車・中型車→普通車）

○時間制運賃の加算時間を15分単位にすることについて

【参考】

「公定幅運賃の範囲の指定方法等について（平成26年1月27日付け中運局公示第111号）」

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づく公定幅運賃の範囲の指定方法等を下記のとおり定めたので公示する。

記

1. ～ 4. （略）

5. タクシーに係る公定幅運賃の変更方法

タクシーに係る公定幅運賃の変更方法は、以下の要領によることとする。

（1）～（2）（略）

（3）協議会への通知

（中略）

協議会が設置されている場合は、公定幅運賃を変更する旨を協議会に通知し、意見を聴くものとする。

（4）（略）

（5）公定幅運賃の設定及び指定

（中略）

公定幅運賃の変更にあたっては、（中略）意見書において、初乗距離や車種区分の見直し等の意見がなされた場合は、見直しの是非を十分に検討したうえで、判断することとする。

（以下、略）

（6）～（7）（略）

6. （略）